

先生各位

検査実施料新設項目のご案内

謹啓 時下益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。また、平素はひとかたならぬお引き立てを賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、このたび保医発 0729 第 2 号にて検査実施料が新設されましたので、下記のとおりご案内申し上げます。

今後とも変わらぬご愛顧のほど、よろしくお願い申し上げます。

謹白

記

《適用日》 平成 23 年 8 月 1 日より適用

《新規収載項目》

適用の拡大

検査項目	実施料 / 判断料	医科点数表区分
WT1 mRNA 核酸増幅検査	2000 点 / 血液 (125 点)	「D006-7」WT1 mRNA 核酸増幅検査
	注 釈	
	改正後	改正前
	WT1 mRNA 核酸増幅検査は、リアルタイム RT-PCR 法により、 急性骨髄性白血病又は骨髄異形成症候群 の診断の補助又は経過観察時に行った場合に 1 月に 1 回を限度として算定できる。	WT1 mRNA 核酸増幅検査は、リアルタイム RT-PCR 法により、 急性骨髄性白血病 の診断の補助又は経過観察時に行った場合に 1 月に 1 回を限度として算定できる。

新方法 (測定方法が新しい品目)

検査項目	実施料 / 判断料	医科点数表区分
アルカリホスファターゼ・アイソザイム(骨型アルカリホスファターゼを含む) (アガロース電気泳動法)	96 / 生化学 (144 点)	「D007」血液化学検査の「15」のアルカリホスファターゼ・アイソザイムに準じる
	注 釈	
	「15」のアルカリホスファターゼ・アイソザイムは、アガロース電気泳動法によって、一連の検査によって同時に、骨型アルカリホスファターゼ (BAP) を測定した場合には、「15」のアミラーゼ・アイソザイムをさらに加算する。ただし、区分番号「D008」内分泌化学検査の「14」の骨型アルカリホスファターゼ (BAP) と併せて実施した場合には、当該加算は算定できない。	

アルカリホスファターゼ・アイソザイム (48 点) にアミラーゼ・アイソザイム (48 点) を加算し算定する。

新項目 (測定項目が新しい品目)

検査項目	実施料 / 判断料	医科点数表区分
ヒト尿中 L 型脂肪酸結合蛋白 (L-FABP) (酵素免疫測定法 < ELISA 法 >)	210 点 / 尿・糞便 (34 点)	「D001」尿中特殊物質定性定量検査の「14」の尿中 型コラーゲンに準じる
	注 釈	
	ア ヒト尿中 L 型脂肪酸結合蛋白は、「14」の尿中 型コラーゲンに準じて算定する。 イ 原則として 3 月に 1 回に限り算定する。ただし、医学的な必要からそれ以上算定する場合には、その詳細な理由を診療報酬明細書の摘要欄に記載する。	